

資源循環局

スリーアール

3R が定着した夢のあるまち

平成 23 年 1 月に策定した一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ 3 R 夢プラン」に基づき、市民・事業者と更なる協働のもと、「3 R」の推進、とりわけ環境に最も優しいリデュース（発生抑制）の取組を進めるとともに、なお残るごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能なまちを目指します。

■「ヨコハマ 3 R 夢プラン」の 3 つの目標

- ① 総排出量（ごみと資源の総量）を令和 7 年度までに 10%以上削減（平成 21 年度比）
- ② ごみの処理に伴い排出される温室効果ガスを令和 7 年度までに 50%以上削減（平成 21 年度比）
- ③ 収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求

ごみ処理状況

■令和 3 年度の状況（政策調整課）

令和 3 年度の総排出量（ごみと資源の総量）は 117.8 万トンで、平成 21 年度に対して 7.6 パーセント（9.7 万トン）減少しました。

家庭系の排出量については 10.3 パーセント減少し、事業系の排出量については 0.2 パーセント減少しました。

また、ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスは 22.7 万トンで、平成 21 年度に対して 19.5 パーセント（5.5 万トン）減少しました。

※温室効果ガスの算出に用いている「電力の排出係数」が大幅に変動しているため、平成 25 年度から基準年度（平成 21 年度）の排出係数を用いて算出し、補正しています。

表 1 令和 3 年度ごみと資源の総量実績 【単位：トン】

		令和 3 年度実績	平成 21 年度実績 (基準年度)	平成 21 年度比	
市 全 体		1,178,299	1,275,444	▲ 97,145	
内 訳	家庭系	ごみ量	579,277	611,299	▲ 32,023
		資源化量*1	257,009	321,533	▲ 64,524
		小計	836,286	932,833	▲ 69,547
	事業系	ごみ量	275,838	318,429	▲ 42,590
		資源化量*2	66,174	24,183	41,992
		小計	342,013	342,611	▲ 598

※ 1 家庭系の資源化量は、行政が回収した資源化量と資源集団回収量の合計です。
 ※ 2 事業系の資源化量は、事業者が生ごみやせん定枝を資源化した量の合計です。
 ※ 表中の数値は整数表示をしているため、算出した結果が一致しない場合があります。



「ヨコハマ 3 R 夢！」ロゴ

ヨコハマ 3 R 夢 プランの推進

■市民・事業者に対する啓発の実施（政策調整課、3 R 推進課、業務課、施設課）

市民意識を高めるため、各種の広報・啓発事業を展開しています。

1 「ヨコハマ 3 R 夢！」広報の推進

- (1) 「ヨコハマ 3 R 夢！広報大使」を活用した 3 R 行動の呼びかけ
- (2) 各種広報媒体を活用した 3 R の行動事例の情報提供
- (3) 市内イベントでの PR や「ヨコハマ 3 R 夢！」を分かりやすく説明したパネルの掲出

2 小・中学生を対象にした「ヨコハマ 3 R 夢！」ポスターコンクールの開催

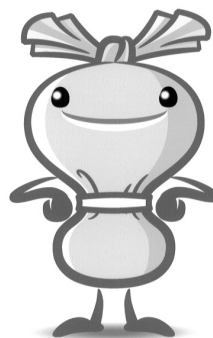
3 焼却工場等の施設見学会の実施

4 小学 4 年生用 3 R 夢学習副読本の作成・配付

5 スマートフォンアプリ「横浜市ごみ分別アプリ」の配信、AI を使ったごみ分別案内の実施（イーオのごみ分別案内）

6 SNS(twitter、facebook 等) やホームページを活用した情報提供

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/>



へら星人 ミーオ



「ヨコハマ 3 R 夢！」マスコット イーオ

7 啓発拠点

子どもから大人まで誰もが楽しみながら3Rや環境問題について学べるよう、収集事務所や焼却工場に、ごみの分別パネルや環境に関する情報を展示した啓発拠点を設置しています。(新型コロナウイルスの影響により、令和4年8月時点は一部休止)

(1) 3R夢ひろば 鶴見

所在地 鶴見区末広町 1-15-1 (鶴見工場内)
TEL 045-521-2191 FAX 045-521-2193
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsuru/tsurukou-hiroba.html>

(2) 3R夢ひろば あさひ

所在地 旭区白根 2-8-1 (旭工場内)
TEL 045-953-4851 FAX 045-953-4852
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-as/3rmhiroba.html>

(3) 3R夢ひろば 金沢

所在地 金沢区幸浦 2-7-1 (金沢工場内)
TEL 045-784-9711 FAX 045-784-9714
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-ka/14slim-hiroba.html>

(4) 3R夢ひろば つづき

所在地 都筑区平台 27-1 (都筑工場内)
TEL 045-941-7911 FAX 045-941-7912
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsuz/3rmhiroba.html>

(5) 遊んで♪学んで! 都筑3R夢教室

所在地 都筑区平台 27-2 (都筑事務所内)
TEL 045-941-7914 FAX 045-941-8409
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/tsuzuki/info/3rmkyoshitsu.html>

(6) プレパークさかえ

所在地 栄区上郷町 1570-1 (栄事務所内)
TEL 045-891-9200 FAX 045-893-7641
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/sakae/info/purepaku.html>

■市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進 (政策調整課調査等担当、3R推進課、一般廃棄物対策課、街の美化推進課)

1 「ヨコハマ3R夢」推進会議

市長を委員長に、副市長、危機管理監、技監、全区局長、統括本部長で構成し、ヨコハマ3R夢プランの目標設定・取組方針の決定を行い、市役所全体でヨコハマ3R夢プランを推進しています。

2 食品ロス・生ごみの削減

(1) 食品ロス削減に向けた取組の推進

家庭から出される燃やすごみに含まれる食品ロスを減らすため、食べることや食べ物を捨てることについて考えるオンラインイベントや家庭での実践に向けた講座の開催、フードバンク・フードドライブ活動の推進など食品ロス削減の呼びかけを行っています。環境

や食育など、様々な視点から取組を進め、自ら取り組んでいただけるよう働きかけています。

また、平成29年度から食品廃棄物の発生抑制や再生利用などに関する取組が特に優れている事業者を「横浜市の3Rきら星活動賞」として表彰しています。

(2) 土壌混合法の普及啓発

生ごみの減量に向けた取組の一つとして、プランターやダンボールを使用して、家庭から排出される生ごみを土と混ぜ合わせることで、土中の微生物が生ごみを分解し、栄養分豊かな土に変える土壌混合法の講習会等を行い普及啓発を行っています。

(3) 生ごみの資源としての有効利用

更なる資源の有効活用促進のため、生ごみのバイオガス化技術に関する調査、情報収集などを引き続き進め、関係局と協議、連携を図りながら検討しています。

(4) 食べきり協力店

外食時の食品ロス削減に向け、食べ残しを減らす取組を実践していただける飲食店や宿泊施設を「食べきり協力店」として登録し、取組内容等をホームページで紹介しています。

令和3年度末現在

・登録店舗数 1,179店

3 環境事業推進委員制度

自治会町内会を単位として環境事業推進委員を委嘱しています(任期2年、約4,000人)。

地域における、ごみ減量による脱温暖化に向けた3R行動の推進をはじめ、集積場所での分別排出の普及啓発等を行うとともに、資源集団回収など地域でのリサイクル活動の推進を行っています。また、不法投棄やポイ捨て防止に関する啓発等、まちの美化にかかわる取組も行っていきます。

4 横浜環境行動賞「ヨコハマ3R夢」推進者表彰

様々な環境行動により「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人・団体の表彰を行います。

5 リデュース(発生抑制)の推進

プラスチックごみの削減に向けた取組の一つとして、市内企業と連携してキャンペーンを行っています。

また、ペットボトル等の使い捨てを減らすため、持参したマイボトルに入れたてのコーヒーやお茶などを販売したり、お水などを無料で提供する場所を「マイボトルスポット」として登録し、周知しています。

■徹底的なごみの分別と資源化の推進 (業務課、一般廃棄物対策課)

1 家庭系ごみ

(1) 分別収集の実施

家庭から出るごみの減量・リサイクルを推進するため、10分別15品目の分別収集を実施しています。

「プラスチック製容器包装」は、容器包装リサイクル法に基づき国の指定法人に引き渡し、再商品化しています。また「古紙」「古布」「スプレー缶」「小さな金属類」「粗大ごみから取り出した金属類及び羽毛布

団)はそれぞれ再生資源として売却し、「乾電池」及び「燃えないごみ」は再資源化事業者に委託し、再生利用しています。

分別収集で集めた缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、びんのうちその他の色とペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき国の指定法人に引き渡し、再商品化しています。なお、「プラスチック製容器包装」とびんのその他の色の市町村負担割合分及びガラス残さについては再資源化事業者に委託し、再生利用しています。

(2) 小型家電リサイクル事業

家庭から排出された携帯電話やデジタルカメラ等、小型家電のリサイクル事業を、平成25年10月から実施しており、平成28年5月からは回収品目にパソコンを追加しています。

対象は、小型家電リサイクル法施行令に規定されている品目のうち、小型家電回収ボックスの投入口(30cm×15cm)に入る長さ30cm未満の使用済小型家電です。各区の総合庁舎や資源循環局事務所、市内の大型スーパーやホームセンター等に専用の回収ボックスを設置して回収するとともに、18区で行われる区民まつり等のイベント会場でも回収しています。回収拠点は市内76か所です(令和4年3月時点)。

回収した小型家電は、小型家電リサイクル認定事業者に売却し、解体・破碎・選別処理を行い、基盤等からの有用金属の再資源化を行っています。

(3) 資源集団回収

自治会町内会、子ども会、老人クラブ、PTAなどの団体が、地域の自主活動として古紙等の資源物を回収し資源化しています。これらの活動に対して、奨励金の交付を行い、地域コミュニティの活性化やリサイクル意識の醸成を図っています。

現在、市内の家庭から排出される古紙・古布については、原則として資源集団回収により回収されています。(ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など個別収集が必要な場合は、行政による回収を実施しています。)

(4) 資源回収ボックス

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するための常設の資源回収拠点として、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど89か所(令和4年3月時点)に設置した「資源回収ボックス」で、新聞、雑誌・その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

(5) センターリサイクル

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成17年度からは、全収集事務所(緑区は長坂谷ヤード、栄区は栄ストックヤード)において、資源物の受入れをしています。資源物の回収のほか、職員による分別方法の説明やアドバイスを、「ヨコハマ3R夢!」等をPRしています。

(6) 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、分別に御協力いただいている多くの市民が不公平感を抱かず、今後も意欲的に分

別していただけるよう、繰り返し指導等を行っても分別しない人に対して罰則(過料2,000円)を科す制度を平成20年5月1日から実施しています。

(7) 廃棄物及び資源物の持ち去り禁止

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることを禁止しています。持ち去り対策としてパトロールを実施し、禁止命令に従わない場合は20万円以下の罰金を規定しています。

2 事業系ごみ

(1) 排出事業者指導

市内の事業者に対し、3R夢プランの趣旨や必要性を周知するとともに、減量・リサイクルの取組を働きかけています。また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により事業用大規模建築物から毎年提出される「減量化・資源化等計画書」に基づき、立入調査を実施するとともに、中小事業所へも、減量・リサイクルの働きかけや適正処理の指導を行っています。

令和3年度実績

・事業者への説明・働きかけ	19回	9,760人
・立入調査件数(大規模建築物)		528か所
・現況確認等件数(中小事業所)		2,142か所

(2) 焼却工場での搬入物検査

焼却工場では、搬入物検査を実施し、古紙等の資源物や、廃プラスチック類等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに、資源化ルート等への誘導を行っています。

令和3年度実績

・検査台数	173,610台	指導台数	428台
・持ち帰り台数	28台		

(3) 分別違反等への罰則制度

事業者には、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務づけるとともに、繰り返し指導を行ってもルールを守らない事業者に対して改善を促し、最終的には罰則(過料2,000円)を科す制度を平成20年5月1日から実施しています。

(4) 市役所ごみゼロの推進

横浜市役所も一事業者として、施設から排出されるごみの減量・適正処理に率先して取り組んでいます。全職場において、ごみの分別徹底や3R行動に関する目標の設定や、本市施設を対象としたルート回収を通じて、市役所での3Rの取組を推進しています。

■環境に配慮したごみ処理の推進 (政策調整課調査等担当、施設課、施設計画課、処分地管理課)

1 焼却処理

家庭ごみ等の燃やすごみを4つの焼却工場で安全・安定的に焼却処理しています。焼却にあたっては、高度技術を導入した排ガス処理設備により、ダイオキシン類など有害物質の排出を抑制するとともに、工場排水につい

で浄化処理を行うなど、工場周辺の環境に影響を与えないよう適正な維持管理に努めています。

平成30年度から鶴見工場の長寿命化対策工事を5か年で進めており、令和3年度は、引き続き、焼却炉のプラント工事及びクレーン制御装置の補修工事などを実施しました。

休止している保土ヶ谷工場の再整備については、工場整備計画の策定や環境影響調査などを実施しました。

また、工場敷地内に中継輸送施設を建設するため、基本設計等を行いました。

2 焼却工場の脱炭素化への取組

焼却工場では、ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを有効利用しています。

この熱エネルギーを利用して創出される蒸気や電力は、化石燃料を使用しないため、社会全体の脱炭素化につながる環境にやさしいエネルギーとして注目されています。

これらのエネルギーを市内企業や公共施設等で活用することで、市域内での脱炭素化を進めています。

(1) 蒸気供給による取組

熱エネルギーを蒸気として、工場併設の余熱利用施設に供給しています。令和3年度からは、民間企業へ蒸気を供給するための実現可能性調査に取り組むなど、地域の脱炭素化について検討を進めています。

(2) ごみ発電による取組

電力は、工場内で利用するほか、余熱利用施設や隣接する下水道施設に供給しており、令和2年度からは新たに市庁舎へも供給しています。さらに令和3年度からは小売電気事業者と連携し、焼却工場で創出したCO₂排出ゼロの電気を市内事業者へ供給する「はまっこ電気」の取組を開始するなど、地産地消の更なる促進を図っています。

(3) 新たな脱炭素化への取組

工場の排ガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、水素と合成してメタンガスを生成する技術確立に向け、民間企業と共同で実証試験を進め、脱炭素化に取り組めます。

3 焼却灰の有効利用

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を本市唯一の処分場として長く大切に使用していくため、ごみの減量化に加え、焼却灰の資源化を継続的に実施することが重要です。資源化の手法については、溶融処理やセメント原料化、薬剤固化等があり、令和3年度は民間によるセメント原料化と薬剤固化を実施しました。

4 埋立処分

焼却工場が発生する焼却灰や不燃性の一般廃棄物及び市内中小企業の事業者から排出される産業廃棄物は、臨海部にある南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場で埋立処分されています。最終処分場では、排水処理施設により、浸出水を適正に処理・浄化しています。

5 焼却工場や最終処分場の環境対策

焼却工場や最終処分場から発生する排ガスや排水を検査し、各種法令に基づく基準を満たしていることを確認するとともに、公害防止設備の効果測定を行い、施設が周辺環境に及ぼす影響についても調査しています。また、最終処分場の排水や処分場周辺の海水等に含まれる放射性セシウムのモニタリングを行っているほか、最終処分場の敷地境界では空間線量の測定を行い、結果を公表しています。

6 廃棄物減量化・資源化技術等の調査・研究

廃棄物の更なる減量化や資源化・適正処理の推進等に関する技術の調査・研究を行っています。

■環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進 (街の美化推進課、区資源化推進担当)

1 クリーンタウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向けて、美化対策やポイ捨て・歩きたばこ防止の取組を推進しています。

(1) まちの美化の推進

空き缶や吸い殻等のポイ捨てを禁止し、まちの美化を推進するため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定しています。横浜駅や桜木町駅周辺など都心部の歩道等の清掃や地域住民によるクリーンアップ活動を支援し、各区では、清掃活動やポイ捨て防止の啓発活動などを行っています。

(2) 路上喫煙・歩きたばこ防止の取組

吸い殻のポイ捨て防止や、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、特に人通りの多い横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区の8地区を喫煙禁止地区に指定しており、地区内では職員が巡回し、違反者への指導を行っています。(違反者は罰則(過料2,000円)の対象となります。)

喫煙禁止地区以外の地域では、歩きたばこ防止パトロールを駅周辺で実施し、歩きたばこやポイ捨ての防止等について周知・啓発をしています。

2 不法投棄の防止

不法投棄されたごみの撤去を行うほか、多発場所や不法投棄されやすい地域で防止看板や監視装置の設置や、夜間監視パトロールを実施するなど、防止策を行っています。

3 放置自動車対策

「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車の対策を実施しています。市民からの通報により、現場調査や各関係機関へ所有者等について照会し、所有者等が判明したものは撤去の要請を行います。

また、所有者等が不明なものについては、「放置自転車及び沈船等廃物判定委員会」に諮問し、廃物と判定されたものを公告、廃物認定を経た後に撤去しています。



保土ヶ谷工場は、2010年度から焼却設備を一時休止し、中継輸送施設として稼働中

施設配置図 (令和4年11月現在)



清掃活動の様子



喫煙禁止地区での指導の様子

4 焼却工場の24時間受入れ

金沢工場では、24時間受入れを実施しています。事業系ごみの計画的で効率的な収集作業や夜間営業飲食店等から出されたごみの迅速な収集を可能とし、ごみのない美しい街の実現を推進します。

ごみ・し尿の収集処理

■家庭系ごみの収集 (業務課)

市内の18収集事務所等が、ステーション方式で収集を実施しています。ごみの減量・リサイクルを推進するため、以下のとおり分別収集を実施しています。

1 燃やすごみ・燃えないごみ (ガラス類・陶磁器類・蛍光灯等)・スプレー缶・乾電池

週2回収集し、燃やすごみは焼却工場で焼却しています。燃えないごみ (ガラス類・陶磁器類・蛍光灯等)・スプレー缶・乾電池は資源化しています。

2 プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル及び小さな金属類

週1回民間委託事業者が収集し、資源化しています。

3 古紙・古布

原則として資源集団回収で収集されていますが、「ふれあい収集」など一部は、行政が収集し、資源化しています。

4 粗大ごみ

粗大ごみ受付センターへのインターネットなどのICTツール又は電話での事前申込みにより、有料で民間事業者が収集しています。また、粗大ごみのうち、まだ使うことができる家具類などをリユース品として工場や一部の事務所などで市民に提供しています（令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため提供を中止）。

粗大ごみ受付センター

URL <https://www.sodai.city.yokohama.lg.jp/>

TEL 0570-200-530（ナビダイヤル）

045-330-3953

5 家庭系ごみの排出支援に関する取組

(1) ふれあい・粗大ごみ持ち出し・狭あい道路収集

家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができない一人暮らしの高齢者や障害のある方などを対象に、玄関先などまで家庭ごみの収集に伺う「ふれあい収集」を実施しており、ごみが出ていない場合には声かけを行っています。さらに、粗大ごみを持ち出すことができない同様の方などを対象に、自宅内に入って粗大ごみを収集する「粗大ごみ持ち出し収集」を実施しています。また、道路が狭く収集車が通行することができない地域には、軽四輪車でごみを収集する「狭あい道路収集」を行っています。

(2) いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため、平成28年12月1日に施行された「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」に基づき、対策を進めています。

市内の様々な案件の解決に向け、区と局が連携して福祉的支援を重ね、本人から堆積物撤去の同意を得た案件について、区役所等と協力し排出支援を行っています。

6 犬・猫等動物の死体処理

路上や空き地で動物の死体を見つけた場合は、市民からの連絡を受けて処理しています。なお、飼育動物の場合は手数料（6,500円）を徴収して出張回収を行っています。

■し尿の収集処理

（業務課、施設課、一般廃棄物対策課、街の美化推進課）

本市のし尿処理方法は、全市的に下水道処理が普及しており、一部、浄化槽処理及びくみ取り処理を行っています。

令和3年度末におけるし尿処理状況は本市人口約377万人のうち、浄化槽処理約0.23%、くみ取り処理約0.04%と推測されます。

令和3年度のくみ取りし尿及び浄化槽汚泥等の収集量は33,299キロリットルで、全量を磯子検認所で受入れ、前処理をした後に、環境創造局水再生センターへ圧送し、最終処理をしました。

1 浄化槽

令和3年度に設置された基数は33基で、市内全体での設置累計は5,386基となっています。

横浜市では、これらの浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるように「浄化槽法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行っています。

2 公衆トイレ・災害対策用トイレ

市内の駅周辺など、人通りの多いところには、公衆トイレを設置しており、日常清掃や破損箇所の補修などの維持管理作業により、清潔な公衆トイレの保持に努めています（令和4年4月1日現在、76か所）。

また、地震等の災害時のし尿処理対策として、地域防災拠点等に災害対策用トイレを配備しています。

■産業廃棄物の適正処理指導

（産業廃棄物対策課）

1 産業廃棄物の適正処理及び資源化・再利用

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では事業活動に伴って発生する廃棄物のうち20種類を産業廃棄物として定めるとともに、特に、爆発性・毒性・感染性等の性状を有する産業廃棄物を特別管理産業廃棄物として定め、排出事業者の自己処理責任の原則を明確にしています。

現在市内には、約15万6千の事業所があり、そこから排出される産業廃棄物の量は、令和2年度で約956万トンと推計されています。

横浜市では、産業廃棄物の適正処理を図るため、排出事業者に対する適正処理指導、産業廃棄物処理業の許可及び指導監督業務等を行っています。

2 不適正処理の監視・指導

平成17年4月1日から、不適正処理に対する迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談窓口を開設しました。また、産業廃棄物対策課に県警OB職員と市職員で構成する専従機動班を設置し、収集

事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の不適正処理の監視・指導の強化を図っています。

3 PCB廃棄物適正処理の推進

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、変圧器・コンデンサーなどの電気機器等に広く使用されてきましたが、人体への影響から昭和47年に製造が中止され、その後、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき対策を進めてきました。

高濃度PCBを含む廃棄物は、変圧器・コンデンサーが令和3年度末、蛍光灯安定器等が令和4年度末をもって処分期間が終了となります。

これらの使用・保管のおそれがある建物を対象とした現地調査や法に基づく届出により、高濃度PCBの保管状況を把握します。また、保管が判明した事業者に対し、期間内に所定の手続きを行うよう働きかけていきます。

4 処理業者指導

産業廃棄物処理業は、「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業4種類の許可区分に分類されます（処分業とは、焼却・破砕などの中間処理業又は埋立などの最終処分業です）。

横浜市では、産業廃棄物の適正処理推進のため、これら処理業者に対して現地審査や立入指導を行っています。

5 最終処分に対する指導

横浜市内で埋立処分される汚泥、燃え殻、鉍さい、ばいじん等の環境影響の大きい廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析調査報告書により基準を満たしていることの確認をしてから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令に基づく処分基準、事前承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立終了後の処分場についても、維持管理や跡地利用に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

6 公共関与による最終処分場

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場において、公共事業や市内中小企業から発生する産業廃棄物の受入れを行っています。

7 建設リサイクル

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）では、発生するコンクリート塊や木材等の建設廃棄物の分別及び再資源化を促進するため、一定の要件を満たした建築工事や解体工事を行う場合には、届出を行うことが義務付けられています。

また、横浜市では、平成17年11月に「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、建設リサイクル法の対象

外であった、延べ床面積が80平方メートル未満の建築物の解体工事についても、届出対象工事としています。これらの届出書に対する審査に加えて、対象工事への現場パトロールを実施する等、業者指導を行っています。

8 自動車リサイクル

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）が施行され、平成16年7月1日から使用済自動車の解体業や破砕業に対する許可制度が導入されました。平成17年1月1日には使用済自動車の引取業やフロン類回収業の登録制、リサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行となりました。

また、許可を取得した事業者に対しては許可基準の遵守の確認及び環境への影響が起きないように立入指導等を行っています。

9 戸塚区品濃町最終処分場対策

戸塚区品濃町最終処分場では、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれを除去するため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく「実施計画」に従い、施設の運転や管理等を行政代執行しています。

また、行政代執行に要した費用については、引き続き原因者へ求償を行っています。

廃棄物分野における国際協力

■視察・研修の受入（政策調整課ほか）

海外諸国・都市の廃棄物問題解決に貢献するため、海外からの視察受入を行い、これまで横浜が市民・事業者との協働のもと培ってきた分別・リサイクルのノウハウや処理技術の紹介等を行っています。

平成29年4月に環境省・JICA等と共同で設立した「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」では、横浜市はこれまでの知見や先進的な技術が評価され、研修の拠点として位置づけられています。これまでに、アフリカ各国・都市からの廃棄物行政関係者を対象とした研修をオンライン含め、10回実施しています。

■職員派遣（政策調整課ほか）

ベトナム・ダナン市におけるごみ分別促進事業（JICA草の根技術協力事業）や「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」では、現地への職員派遣を通じて、横浜市の知見を共有するとともに、現地情報・ニーズの把握を行っています。

また、廃棄物処理や3Rに関する国際会議等にも積極的に参加し、廃棄物に関する課題解決への貢献や国際社会における横浜のプレゼンス向上を図るとともに、局内

の国際人材育成にもつなげています。

各種委員会等

■横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会 (政策調整課)

ごみの減量・リサイクルや適正な処理の推進に関するさまざまな施策について、審議しています。

■横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会 (街の美化推進課)

放置自動車及び沈船等が廃物に該当するかどうかの判定を行っています。

■公益財団法人 横浜市資源循環公社 (総務課)

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理並びに地球温暖化対策に関する諸事業を通じて、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、循環型社会及び低炭素社会の形成に寄与するため、各種事業を実施しています。